

「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務」について、公募型企画提案（コンペ）方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 業務概要

(1) 委託業務名

「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務

(2) 目的及び概要

本業務は、熊本城において開催される秋のくまもとお城まつり（雲上の熊本城、夜間ライトアップ及び竹あかり等）期間中において、平日の昼間時間帯における誘客強化及び滞在時間の延長を図るとともに、夜間イベントとの相乗効果を生み出し、熊本城エリア全体の観光価値の最大化を図ることを目的とする。

(3) 履行場所

熊本城域及びその周辺エリア

(4) 履行期間

契約日から令和 8 年（2 0 2 6 年） 1 1 月 3 0 日まで

(5) 提案上限額

7, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税額を含む）以内

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-0806 熊本市中心区花畑町 9 番 6 号 3 階

熊本市文化市民局 熊本城総合事務所 総務管理課

電話 096-352-5900（直通）

電子メール kumamotojousoumukanri@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 2 0 年告示第 7 3 1 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第 1 分類「(11)広報・広告業務」・第 2 分類「①企画・制作」および第 1 分類「(12)催事関係業務」・第 2 分類「①

企画・運營業務」での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8号に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 本件コンペに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件コンペに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

4 申請手続等

- (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）7月17日（金）から令和8年（2026年）7月28日（火）まで。

熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は2の担当部局において配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和8年（2026年）7月28日（火）正午までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

- (2) 参加手続き等

本件コンペの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参

加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

電送（電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 業務実績書（様式第3号）

イ 提出期限

令和8年（2026年）7月28日（火）正午まで。郵送する場合は、申請受付期間内に必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番6号 3階

熊本市長

（熊本市文化市民局熊本城総合事務所総務管理課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件コンペに参加する場合は参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(5)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会について

説明会は実施しない。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第4号）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールでの提出後は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）7月17日（金）から令和8年（2026年）7月29日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

※令和8年（2026年）7月29日（水）については正午までとする。

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）8月3日（月）までに開始し、令和8年（2026年）8月6日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時とする。

※令和8年（2026年）8月6日（水）については正午までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 コンペに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

電送（電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

ア 企画提案書提出書（様式第 5 号）

イ 業務の実施体制（様式第 6 号）

ウ 企画提案書のポイント（様式第 8 号）

エ 企画提案書（様式自由）

概要、スケジュール、レイアウト含む

オ 概算見積書（様式自由）

(2) 提出期限

令和 8 年（2026 年）8 月 6 日（木）（休日を除く。）の正午まで。

郵送する場合は令和 8 年（2026 年）8 月 6 日（木）必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出書類等の仕様

ア 提案書等は A 4 サイズとする。また、図面等 A 4 サイズより大きな書類がある場合は A 4 サイズに折り込むこと。

イ 概算見積書には、熊本市への契約権限受任者印を押印すること。なお、業務項目ごとの内訳を記載すること。

ウ 9 (1) イからオについては、各 1 部（正本 1 部、副本 1 部）提出することとし、正本にのみ社名を記載し、副本は社名を伏して提出すること。

※電子メールでは各 1 部（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。

(4) 提出先

ア 持参の場合

2 の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 9 番 6 号 3 階

熊本市長（熊本市文化市民局熊本城総合事務所総務管理課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

10 提案書等のヒアリング審査の実施

(1) 実施日時

令和 8 年（2026 年）8 月 12 日（水）午後

ただし、参加表明者の数により変更する可能性がある。時間については別途通知する。

(2) 実施場所

熊本市中央区花畑町 9-6 SPring 熊本花畑町 3 階

熊本城総合事務所 会議室

ただし、参加表明者の数により変更する可能性がある。

(3) 実施方法

ア 対面による質疑応答形式

イ ヒアリング時間は、30 分以内とする（最初 20 分以内でコンペ参加者による説明後、審査員による質疑を 10 分以内で行う）。

ウ コンペ参加者側からの出席者は 3 名以内とする。

エ ヒアリングは非公開とする。

(4) ヒアリングにおける評価項目及び評価基準並びに配点は、「「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務委託候補者選定審査基準」のとおりとする。

(5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このコンペは無効とする。
ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このコンペ参加者のヒアリング実施項目については、全て 0 点として取り扱うものとする。

1.1 審査の方法

(1) 審査の主体

「「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務委託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務委託候補者選定審査会にて行う。

(2) 審査の基準

「「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務委託候補者選定 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、各審査員の中で最も多く最高評価点となった者を契約候補者とする。

なお、最高評価点となった数も同数の場合は、審査員の協議により選定する。

(4) 結果については、コンペ参加者に対して郵送で通知する。

1.2 コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、コンペ参加者の商号又は名称、コンペ参加者ごとの得点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 4 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、コンペ方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1 4 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 5 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、3 (1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるところによる。

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和３９年規則第７号）第２２条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、２の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び業者選定以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求

めることができる。

- (6) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (7) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、コンペ後、選定された事業者と熊本市の協議により決定する。
- (9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。